

株式交換に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2021 年 11 月 2 日

株式会社 SHIFT

Airitech 株式会社

2021年11月2日

株式交換に係る事後開示事項

東京都港区麻布台二丁目4番5号
メソニック39MTビル
株式会社SHIFT
代表取締役社長 丹下 大

東京都港区麻布台二丁目4番5号
メソニック39MTビル
Airitech株式会社
代表取締役社長 山崎 政憲

株式会社SHIFT（以下「当社」といいます。）は、2021年10月12日付でAiritech株式会社（以下「Airitech」といいます。）との間で締結した株式交換契約に基づき、2021年11月2日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、Airitechを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

会社法第791条第1項第2号、同第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条により開示すべき事項は、下記のとおりです。

記

1. 本株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）
2021年11月2日
2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）
 - (1) 会社法第784条の2（本株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過
本株式交換の差止請求を行った株主はおりませんでした。
 - (2) 会社法第785条（株式買取請求）の規定による手続の経過
Airitechに対し、株式の買取請求を行った株主はおりませんでした。
 - (3) 会社法第787条（新株予約権買取請求）及び第789条（債権者異議）の規程による手続の経過
該当事項はございません。

3. 株式交換完全親会社における会社法 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による
手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）
 - (1) 会社法第 796 条の 2（本株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続きの経過
当社は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、会社法第 795 条第 1 項に定める
株主総会決議による承認を受けずに本株式交換を行いましたので、会社法第 796 条
の 2 の規定による請求に係る手続について、該当事項はございません
 - (2) 会社法第 797 条（株式買取請求）の規定による手続の経過
当社は、会社法第 797 条第 3 項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項
の規定により、2021 年 10 月 12 日付で、当社の株主に対し本株式交換を行う旨並び
に株式交換完全子会社である Airitech の商号及び住所を電子公告にて公告しました。
なお、当社は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、会社法第 795 条第 1 項に定
める株主総会決議による承認を受けずに本株式交換を行いましたので、会社法第 79
7 条第 1 項の規定による手続について、該当事項はございません。
 - (3) 会社法第 799 条（債権者異議）の規定による手続の経過
該当事項はございません。
4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法
施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換により、当社に移転した Airitech の株式の数は 750 株です。
5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）
 - (1) 当社は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、簡易株式交換の手続により株主総会
の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づ
き本株式交換に反対する旨を通知した当社の株主はおりませんでした。
 - (2) Airitech は、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2021 年 11 月 1 日開催の臨時株主
総会の決議によって、本株式交換の承認を得ております。
 - (3) 当社は、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時の Airitech の株式名簿に記載又は
記録された株主（但し、当社を除きます。）に対し、その所有する Airitech 株式 1 株
に対して当社の株式 13,486 株の割合をもって当社の普通株式を割当交付しました。
当社が交付した株式の総数は、10,113 株です。
 - (4) 本株式交換により増加する当社の資本金、資本準備金及び利益準備金は以下のとおり
です。

- | | |
|---------|----------------------------|
| ① 資本金 | 0 円 |
| ② 資本準備金 | 会社法計算規則第 39 条に従い、当社が別途定める額 |
| ③ 利益準備金 | 0 円 |

以上